40023

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年６月１日　至　令和８年５月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　かく脳神経外科クリニック

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県山口市泉町８番17号

(3) 設立認可年月日　　平成18年７月31日

(4) 設立登記年月日　　平成18年８月８日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	郭　泰植	診療所管理者
理　事	上田　明子	
同	上田　達夫	
同	上田　理央	
監　事	清水　裕哉	

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
診療所	かく脳神経外科クリニック	３５１０３１２５５０	山口県山口市泉町８番１７号	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年７月31日　　令和６年度決算の決定

令和７年８月１日　　上田理央　理事就任

令和８年５月31日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法人名　医療法人　かく脳神経外科クリニック
所在地　山口県山口市泉町8-17

※医療法人整理番号						

財　産　目　録

（令和 8年 5月31日現在）

１．資　産　額　　1,256,673 千円
２．負　債　額　　32,832 千円
３．純　資　産　額　　1,223,840 千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		1,137,311
B 固定資産		119,361
C 資産合計	（A＋B）	1,256,673
D 負債合計		32,832
E 純資産	（C－D）	1,223,840

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（ □ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（ □ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人　かく脳神経外科クリニック

所在地　山口県山口市泉町8-17

※医療法人整理番号						

貸　借　対　照　表

（令和 8年 5月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	1,137,311	**Ⅰ 流動負債**	31,801
Ⅱ 固定資産	119,361	**Ⅱ 固定負債**	1,031
1 有形固定資産	13,210	負債合計	32,832
2 無形固定資産	2,800	純資産の部	
3 その他の資産	103,349	科目	金額
		Ⅰ 出資金	9,800
		Ⅱ 積立金	1,214,040
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	1,223,840
資産合計	1,256,673	負債・純資産合計	1,256,673

様式４－２

法人名　医療法人　かく脳神経外科クリニック
所在地　山口県山口市泉町8-17

※医療法人整理番号

損　益　計　算　書

（自 令和 7年 6月 1日　至 令和 8年 5月31日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	324,490
2 事業費用	280,960
本来業務事業利益	43,529
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	43,529
Ⅱ 事業外収益	8,621
Ⅲ 事業外費用	0
経常利益	52,151
Ⅳ 特別利益	580
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純利益	52,731
法人税等	14,161
当期純利益	38,570

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　かく脳神経外科クリニック
理事長　郭　泰植　殿

私は、医療法人かく脳神経外科クリニックの令和７会計年度（令和７年６月１日から令和８年５月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年７月２９日

医療法人　かく脳神経外科クリニック

監事　清水　裕哉